

島根県報

第一、四九八号

平成十五年八月二十二日

(金曜日)

告 示

目 次

平成十五年第四次自衛官募集	(消防防災課)	一
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	二
土地改良区の役員就任及び退任	(農村整備課)	二
土地改良区の役員退任	()	三
道路の供用開始	(道路維持課)	三
公有水面埋立ての免許	(港湾空港課)	四
都市計画変更の図書の縦覧(二件)	(都市計画課)	五
都市計画事業の認可(二件)	(都市計画課)	六
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会計課)	六
公告	(農村整備課)	七
地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農村整備課)	七
特定調達公告	(産業振興課)	八
X線非破壊検査装置一式の調達に係る一般競争入札の 落札者等	(産業振興課)	八
監査告示		
外部監査人補助者の選任		八
公安規則		
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する 規則の一部を改正する規則		九

告 示

示

島根県告示第六百八十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百四十四条及び第一百七十七条第一項並びに第一百八十八条の規定に基づき、平成十五年第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 採用する自衛官

- (一) 男性 二等陸士・二等海士・二等空士
- (二) 女性 二等陸士・二等海士・二等空士

二 募集期間

- (一) 男性 平成十五年九月十八日(木)まで
- (二) 女性 平成十五年九月十日(水)まで

三 試験期日

- (一) 男性 平成十五年九月二十二日(月)・二十五日(木)・二十六日(金)・二十七日(土)
- (二) 女性 平成十五年九月二十七日(土)

四 試験場の位置及び名称

(一) 男性

ア 筆記試験松江会場(九月二十二日)

松江市東津田町一七四の一

イ 筆記試験松江合同庁舎(電話〇八五二(三三)五六〇〇)

島根県松江合同庁舎(電話〇八五二(三三)五六〇〇)

出雲市大津町一一三九

ウ 筆記試験浜田会場(九月二十二日)

島根県出雲合同庁舎(電話〇八五三(二三)一五一五)

浜田市片庭町二五四

島根県浜田合同庁舎（電話〇八五五（二二）三三三）
 面接試験及び身体検査会場（九月二十五日・二十六日・二十七日）
 出雲市松寄下町一一四二の一

陸上自衛隊出雲駐屯地（電話〇八五三（二二）一〇四五）

(二) 女性

出雲市松寄下町一一四二の一

陸上自衛隊出雲駐屯地（電話〇八五三（二二）一〇四五）

五 採用予定日

男女共通

平成十六年三月下旬から四月上旬

六 その他

(一) 応募資格

ア 男性

日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上二十七歳未満の男性

イ 女性

日本国籍を有し、平成十六年四月一日現在十八歳以上二十七歳未満の女性

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(三) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園一の一〇四）
 電話〇八五二（二二）〇〇一五）に連絡すること。

島根県告示第六百八十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
福永 真紀	小児科	松江市立病院	松江市灘町一〇一	平成十五年八月十一日
坂井 久憲	循環器科	国立浜田病院	浜田市黒川町三七四八	"
平原 典幸	外科	津和野共存病院	鹿足郡津和野町大字森村口一四一	"
藤川 康典	内科	日原共存病院	鹿足郡日原町大字枕瀬二一八一八	"
岩田 裕子	内科	日原共存病院	鹿足郡日原町大字枕瀬二一八一八	"
渡邊光一郎	耳鼻咽喉科	松江生協病院	松江市西津田八丁目八一〇	"

島根県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄田信義

大田市富山町西部土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所
 理事

島林 哲夫 大田市富山町山中二八七番地

矢田 秀樹 大田市富山町山中一五四番地

大野 重信 大田市富山町山中一三一六番地二

加藤 保夫 大田市富山町山中一三二四番地二

吉田 邦夫 大田市富山町山中七九六番地

渡辺 敏律 大田市富山町山中五六六番地

和田 寛章 大田市富山町山中七三番地

和田 晃 大田市富山町神原六一二番地

鳥笥尾 博 大田市富山町神原七五二番地

大野 信之 大田市富山町神原六〇六番地

石田 静枝 大田市富山町神原四二四番地

品川 敏美 大田市富山町神原二五八番地

監事

大野 進 大田市富山町神原九三九番地二

藤原 修 大田市富山町山中一八九番地

白石 金吉 大田市富山町山中七二〇番地一

幸村 孝教 大田市富山町山中四五番地

二 就任年月日

平成十五年五月三十一日

三 退任した役員の名及び住所

理事

和田 修三 大田市富山町神原六一四番地一

島林 哲夫 大田市富山町山中二八七番地

矢田 秀樹 大田市富山町山中一五四番地

幸村 弥平 大田市富山町山中一四四一番地

藤原 正三 大田市富山町山中二二五四番地二

白石 勝 大田市富山町山中六六八番地

岩崎 義徳 大田市富山町山中四六〇番地一

和田 寛章 大田市富山町山中七三番地

和田 信行 大田市富山町神原六一〇番地

鳥笥尾 博 大田市富山町神原七五二番地

加田 寛義 大田市富山町神原三〇二番地

錦織 俊雄 大田市富山町神原二八九番地

監事

大野 進 大田市富山町神原九三九番地二

林 時治郎 大田市富山町山中一八二一番地

白石 金吉 大田市富山町山中七二〇番地一

竹下 辰夫 大田市富山町山中二六四番地

島根県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

大田市久手町土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事

青山 仁司 大田市久手町波根西三三七番地

島根県告示第六百八十七号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木事務所の名称	備考
県道	安来木次線	能義郡広瀬町石原三五七番一地从先から同町一〇番二地先まで	四九〇・〇〇メートル	平成十五年八月二十三日	広瀬土木事務所	

島根県告示第六百八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十一條の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄田信義

一 免許年月日

平成十五年八月十二日

二 免許受入

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字スワダー七二番二及び七二番二三の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び ②③の地点とを結ぶ平成十四年の秋分の満潮位（D.L.+〇・四五メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 隠岐郡西ノ島町大字美田地内の四等三角点「大山」（北緯三六度五分一六秒三九、東経一三三度二分二八秒一三）から六〇度五〇分一五秒、八四八・八〇メートルの地点

の地点 ②の地点から三三五度二分一七秒、九・五〇メートルの地点

2

埋立に関する工事の施行区域

(三) 面積

八・七〇一・四五平方メートル

- の地点 ①の地点から二四五度二分二五秒、五・二〇メートルの地点
- の地点 ②の地点から三三五度二分四三秒、六・五五メートルの地点
- の地点 ③の地点から二六三度二分五〇秒、五〇・六五メートルの地点
- の地点 ④の地点から二六六度三五分一六秒、五・一六メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から二七五度四分四二秒、八・七五メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から二八六度三五分三〇秒、九・一七メートルの地点
- の地点 ⑦の地点から二八九度四分四九秒、五九・八一メートルの地点
- の地点 ⑧の地点から二九五度八分二九秒、一九・〇三メートルの地点
- の地点 ⑨の地点から三〇三度五七分三五秒、一九・〇三メートルの地点
- の地点 ⑩の地点から三一二度四分二一秒、一九・〇三メートルの地点
- の地点 ⑪の地点から三一一度三五分二秒、一九・〇三メートルの地点
- の地点 ⑫の地点から三二一度一分一秒、二五・九七メートルの地点
- の地点 ⑬の地点から三三三度二分一四秒、一六四・五四メートルの地点
- の地点 ⑭の地点から三四二度四分二五秒、七・二三メートルの地点
- の地点 ⑮の地点から三五三度五三分一七秒、九・九六メートルの地点
- の地点 ⑯の地点から五度二分三七秒、七・五四メートルの地点
- の地点 ⑰の地点から一六度三二分二六秒、九・五五メートルの地点
- の地点 ⑱の地点から二二度四八分一〇秒、四九・七〇メートルの地点
- の地点 ⑲の地点から二八五度四分五二秒、六・二六メートルの地点
- の地点 ⑳の地点から二八五度四分四二秒、九・八七メートルの地点

(一) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字スワダ一七一番二、一七一一番一三及び一七一一番一四の地内並びに同町大字美田字スワダ一七一一番一四に接する町道並びに同町大字美田字スワダ一七一一番一七及び一七一一番一三の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とTの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 隠岐郡西ノ島町大字美田地内の四等三角点「大山」(北緯三六度五分一六秒三九、東経一二三度二八分二二秒三三)から六一度六分五五秒、八五・五四メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から三四度三分五五秒、九一・五〇メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から二八三度四分二一秒、七一・〇九メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から三二二度四分二四秒、四五・〇二メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から三三八度三分、一六〇・二九メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から二二度一分三五秒、五二・七八メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から二八五度四分二九秒、八八・五八メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から二〇〇度四分三三秒、五八・九五メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から一八六度三分二五秒、四〇・二二メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から一六六度二分五一秒、六九・二九メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から七三度五分五〇秒、一八・七八メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から一五九度九分、四二・八〇メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から一五七度三九分二秒、五〇・九一メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から一四八度八分四一秒、四六・二七メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から一四一度一分九秒、二四・六四メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から一三〇度五八分五四秒、一〇・四〇メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から一二六度〇分九秒、二四・六四メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から二六度一分二六秒、一七・三三メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から一〇六度五九分三八秒、三三・五六メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から八五度一分三八秒、六〇・三六メートルの地点

(三) 面積

三八、八三五・一七平方メートル
四 埋立地の用途
海岸保全施設用地

島根県告示第六百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。
平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

一 都市計画の種類

大東都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

大東町大字大東、新庄、田中、金成、飯田、大東下分、下阿用

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大東町役場

島根県告示第六百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。
平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

一 都市計画の種類

大東都市計画公園

二 都市計画を変更する土地の区域

大東町大字大東

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大東町役場

島根県告示第六百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称

出雲市

二 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画公園事業

二・二・五七号 枝大津公園

三 事業施行期間

平成十五年八月二十二日から

平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

島根県出雲市大津町地内

(二) 使用の部分

なし

島根県告示第六百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業

の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称

出雲市

二 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画公園事業

二・二・五九号 美保北公園

三 事業施行期間

平成十五年八月二十二日から

平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

島根県出雲市中野町地内

(二) 使用の部分

なし

島根県告示第六百九十三号

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次のように改正し、平成十五年十月一日から施行する。

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業求院地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

中国労働金庫	
松江支店	松江市御手船場町
松江北支店	松江市中原町
松江南支店	松江市上乃木三丁目
安来支店	安来市南十神町
雲南支店	大原郡木次町
出雲支店	出雲市姫原三丁目
大田支店	大田市大田町
江津支店	江津市嘉久志町
浜田支店	浜田市殿町
益田支店	益田市元町

に改める。

第二号の表中

山陰労働金庫	
本店	松江市御手船場町
松江北支店	松江市中原町
松江南支店	松江市上乃木町
安来支店	安来市南十神町
雲南支店	大原郡木次町
出雲支店	出雲市今市町
大田支店	大田市大田町
江津支店	江津市嘉久志町
浜田支店	浜田市殿町
益田支店	益田市元町

を

一 従前の土地の表示

平成十五年八月二十二日

島根県知事 澄田信義

市郡	町村	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	特に減ずる地積 (平方メートル)	摘要
斐川郡	求院	堀川	三三七	一	田	八四四	二五	
〃	〃	〃	五二三	〃	〃	九四三	二五	
〃	〃	〃	四二八	〃	〃	一二二五	二五	
〃	〃	〃	四二〇	〃	〃	四九六	二五	
〃	〃	〃	四九〇	〃	〃	四六一	二五	
〃	〃	〃	五九七	〃	〃	六三〇	二五	
〃	〃	〃	四四六	〃	〃	五八六	二五	
〃	〃	〃	三九六	〃	〃	九一二	二五	
〃	〃	〃	四三七	〃	〃	五〇八	二五	
〃	〃	〃	四九一	〃	〃	八一四	二五	
〃	〃	〃	九二三	〃	〃	五〇八	二五	

"	"	堀川	五五五	"	五八八	一五	
"	"	"	三三五	"	六〇九	一五	
"	"	"	三五八	"	六八三	一五	
"	"	"	五四一	"	九九一	一五	
"	"	"	三六一	"	六六一	一五	
"	"	"	五三三	"	七六六	一五	
"	"	"	四〇六	"	六一二	一五	
"	"	"	四〇五	"	七一	一五	
"	"	"	五五三	"	四一六	一五	

二 指定年月日
平成十五年七月二十五日

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成15年 8 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

- (1) 物品等の名称及び数量
X線非破壊検査装置 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町 1 番地
- (3) 落札者を決定した日
平成15年 8 月 6 日
- (4) 落札者の氏名および所在地
東芝 I T コントロールシステム株式会社 東京都府中市晴見町 2 丁目24番地の 1
- (5) 落札金額
金 99,435,000円
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例公告を行った日
平成15年 6 月27日

監査委員告示

監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定に基づき包括外部監査人三島明から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

島根県監査委員 豊 田 三 郎

同 中 村 芳 信
同 品 川 卯 一
同 生 田 洋 一

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
福田龍太 松江市秋鹿町三一九〇番地

一 届出の事務を補助する者が外部審査人の審査の事務を補助できる期間
 平成十五年八月十二日から平成十六年三月三十一日まで

公安委員会規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 8月22日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋
 島根県公安委員会規則第12号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則
 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表古物営業法の項中

第3条	古物商又は古物市場主の許可	を
第3条	古物商又は古物市場主の許可	に、
第5条第1項	許可申請書の受理	
第8条	許可証の返納の受理	を
第8条	許可証の返納の受理	
第8条の2第1項	古物商の氏名等を公衆の閲覧に供すること。	に、
第8条の2第2項	変更事項の補正	
第10条	競り売りの届出の受理	を

第10条第1項	競り売りの届出の受理	
第10条第2項	古物に関する事項等の届出の受理	
第10条の2第1項	古物競りあっせん業者営業開始届出書の受理	に、
第10条の2第2項	廃止届出書又は変更届出書の受理	

第13条第4項	管理者の解任の勧告	を
---------	-----------	---

第13条第4項	管理者の解任の勧告	
第21条の5第1項及び 第21条の6第1項	古物競りあっせん業者の認定	に改める。

別表古物営業法施行規則の項中

第6条	変更後の規約の受理	を
-----	-----------	---

第6条	変更後の規約の受理	
第7条	返納理由書の受理	に、

第12条第2項	行商従業者証等を承認した様式等の公示	を
---------	--------------------	---

第12条第2項	行商従業者証等を承認した様式等の 官報による公示	
第19条の4第1項	認定申請書の受理	
第19条の7第1項 (第19の12において準 用する場合を含む。)	認定した旨の通知及び官報による 公示	

毎週火・金曜日発行

第19条の7第2項 (第19の12において準 用する場合を含む。)	認定しない旨の通知	に改める。
第19条の9第2項	変更届出書の受理	
第19条の10第2項 (第19の14第2項にお いて準用する場合を含 む。)	認定取消しの官報による公示	
第19条の11第1項	認定申請書の受理	
第19条の13第1項	廃止届出書等の受理	

附 則

この規則は、平成15年 9 月 1 日から施行する。

平成十五年八月二十二日印刷
平成十五年八月二十二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町南
松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)